

# 平成 30 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 中心市街地交通戦略策定業務委託 公募仕様書

## 本業務を実施するにあたり

沼津市は、沼津駅を中心に商業や業務機能、教養・文化施設などの機能が集積し、本市のみならず静岡県東部地域における経済的・都市的活動の中心的な役割を担ってきました。今後にもぎわいと活力のある都市として成長していくために、まちの顔である中心市街地の活性化が必要であり、平成 29 年 1 月に策定した「第 2 次沼津市都市計画マスタープラン」において、沼津駅周辺は「沼津駅周辺整備を中心とした中心市街地のまちづくり」を基本戦略として位置付けています。

中心市街地がまちの顔として人が集まり楽しく快適に過ごせる魅力的な空間となるよう検討を深めていくため、平成 29 年度に「沼津市まちづくり戦略会議」を開催し、中心市街地の現状と課題等を整理するとともに、市民・事業者・行政が一体となって戦略的にまちづくりを推進することを目指し、中心市街地の将来像の実現に向けた考え方である「沼津市中心市街地まちづくり戦略に向けて」をとりまとめたところです。

このうち、沼津駅周辺総合整備事業エリアでは、ヒト中心の都市空間に再編し、人が集まり日常的なにぎわいを創出し、まちの魅力を高めるために、「沼津駅南口駅前広場周辺地区における公共空間の再編」、「沼津駅周辺総合整備事業による新たな都市機能」、「沼津駅周辺総合整備事業区域全体の都市デザイン」について具体的に検討すべきと示されており、鉄道高架事業の実施に伴い発生する鉄道施設跡地や高架下を活かし新たに導入する都市機能や、沼津駅周辺地区の公共空間と隣接する建物の一体的な空間デザインの検討が必要となっています。

また、中心市街地では、にぎわいや活力を高めるため沼津駅付近の鉄道高架事業や土地地区画整理事業、町方町・通横町地区の市街地整備事業等を実施しており、これらのまちづくりの動きと併せて、自動車や歩行者、公共交通等多様なモードの連携が図られた公共空間や公共交通からなる都市交通システムを総合的に検討し整備につなげていくことが必要となっています。

このような背景を踏まえ、沼津市では沼津駅周辺総合整備事業の実施により新たに整備される空間や既存の公共空間をヒト中心の都市空間とするとともに、鉄道施設跡地や高架下に新たに導入する都市機能によって、日常的なにぎわいが生まれる魅力あるまちづくりを進めていきたいと考えています。

## 第1章 総則

### (適用)

第1条 本仕様書は、「平成30年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 中心市街地交通戦略策定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本業務は、中心市街地において、沼津駅周辺総合整備事業の実施により新たに整備される空間や公共空間をヒト中心のにぎわいのある都市空間としていくことを目的に、中心市街地及び中心市街地と周辺資源を結ぶ道路空間や歩行者空間等における回遊性の向上を図る空間づくりに向けた調査や鉄道高架後のまちづくりにおける拠点性の向上を図るために必要な導入機能や空間デザインの検討等を行い、ヒト中心の都市空間の実現に向けた総合的な交通のあり方や土地利用、必要な施策等に関して目標を定め、ハード・ソフト面からなる交通戦略を策定するものである。また、交通戦略の策定にあたっては、駐車場適正配置の考え方を踏まえたものとするため、駐車場の現状、将来需要等の調査を行い、適正な配置・規模等のあり方を併せて検討するものである。

### (業務対象範囲)

第3条 本業務の対象区域は、別紙1に示すとおりとする。

### (準拠する法令等)

第4条 本業務は、本仕様書、契約書によるほか、次の法令等に基づき、実施しなければならない。

- (1) 都市計画法
- (2) 都市再生特別措置法
- (3) 道路法
- (4) 道路構造令
- (5) 建築基準法
- (6) 駐車場法
- (7) 静岡県業務委託共通仕様書
- (8) 沼津市委託業務契約約款
- (9) その他関係法令等

### (作業計画)

第5条 受注者は本業務を実施するにあたり、すみやかに、業務計画書、工程表、主任技術者通知書（管理技術者・照査技術者）を提出し、承認を受けるものとする。

### (貸与資料)

第6条 本業務を実施するにあたり、以下の資料を貸与する。

- (1) 交通戦略検討関連
  - ①平成26年度 沼津駅周辺総合整備事業自転車走行空間等に係る基礎資料作成等業務委託報告書
    - 中心市街地の主要交差点23箇所における自転車、歩行者の方向別交通量
    - 都市計画道路（三枚橋岡宮線、三枚橋錦町線、平町三枚橋線、市道沢田線）の現状（整備状況、道路構成、路上施設状況等）の調査結果
  - ②中心市街地歩行者交通量調査結果
    - 中心市街地29箇所における断面交通量
  - ③平成27年度 沼津市地域公共交通網形成計画策定に係る基礎調査業務委託報告書
    - 公共交通の現状（運行本数、路線図、沼津駅南口の施設配置状況等）
    - 利便性の検証（沼津駅南口のバス停の整備状況、駅から乗降場までの歩行者動線等）

○利用実態（利用者アンケート調査結果、バス事業者ヒアリング結果）

④東駿河湾都市圏総合都市交通体系調査

⑤平成30年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 駐車場の適正配置に向けた社会実験実施業務委託成果物

○町方町・通横町地区周辺における自動車・歩行者交通量調査結果

⑥都市計画道路等の現状調査結果

○都市計画道路（沼津静浦線、沼津駅沼津港線、本通線、西条千本線、市道沢田線、八幡原線、西間門新谷線、上香貫東間門線、御成橋牛臥線、平町二瀬川線、中央公園香貫線）、及び市道（3696号線、3690号線、0244号線、0242号線）の現状（整備状況、道路構成、路上施設状況等）調査結果

○狩野川右岸・左岸の歩行者専用道路、及び蛇松緑道の現状（整備状況、道路構成、路上施設状況等）調査結果

⑦沼津駅周辺の建築物の現状調査結果

○建物の出入口、建築物の階数・構造、建築年、地積等の現状調査結果

(2) 駐車場配置適正化検討関連

①沼津駅南口周辺駐車場137箇所の位置、料金、平日需要及び出入口位置等調査結果

(3) 都市計画決定図書

①都市高速鉄道 東海旅客鉄道東海道本線・東海旅客鉄道御殿場線（県告第38号 平成15年1月10日）

②市街地再開発事業 大手町地区（市告第23号 平成16年3月25日）

③沼津駅周辺土地区画整理事業（市告第8号 平成19年2月9日）

④都市計画道路

○沼津静浦線、沼津駅沼津港線、本通線、西条千本線、市道沢田線、八幡原線、西間門新谷線、上香貫東間門線、御成橋牛臥線、七通線、沼津南一色線、三枚橋錦町線、添地本田町線、添地西条線、沼津駅前線、三枚橋岡宮線、平町岡一色線（県告第566号 平成17年4月1日）

○平町二瀬川線（市告第77号 平成17年4月1日）

○大手町片浜線（県告第39号 平成15年1月10日）

○富士見町線、杉崎町線（市告第9号 平成19年2月9日）

○中央公園香貫線（市告第83号 平成6年9月29日）

(4) その他

①鉄道跡地利用検討懇話会提言書（平成23年2月）

②沼津駅周辺総合整備事業に係わる市民意見等（平成26年3月）

③まちかどトーク（平成30年3月）

**(関連業務)**

第7条 本業務のほかに下記の業務委託を別途発注しており、本業務と密接に関係していることから受託者同士は、連携を図り業務を実施すること。

○平成30年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 沼津駅南口駅前広場整備方針等策定業務委託

○平成30年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 駐車場の適正配置に向けた社会実験実施業務委託

**(疑義)**

第8条 本業務の進行上、内容の変更が必要となった場合、あるいは本仕様書に記載無き事項及び疑義等が生じた場合は、発注者と協議しその指示に従うものとする。

## 第2章 業務内容

### (業務の内容)

第9条 本業務の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 将来都市像及び将来交通ネットワーク等の検討

##### <趣旨>

国内外の先進的な取組をしている都市では、都市空間の再編等によってヒト中心の居心地の良い空間を創ることで、人が集まり日常的なにぎわいが生まれ、まちの魅力を高めることに成功している。

そこで、沼津駅周辺総合整備事業の実施による土地利用や交通環境の変化を踏まえて、中心市街地をヒト中心のにぎわいのある都市空間とするための将来都市像や沼津駅周辺エリアへの導入機能、将来交通ネットワーク等の検討を行う。

##### ①中心市街地・沼津駅周辺エリアの将来都市像の検討

上位計画・関連計画等や本市が抱える課題を踏まえて、都市構造や都市交通等から将来像を整理し、沼津駅周辺総合整備事業の実施による土地利用の変化を踏まえた目指すべき将来都市像を検討する。

##### ②将来都市像に即した沼津駅周辺エリアの交通結節点のあり方、導入機能及び空間デザインの検討

設定した将来都市像からエリアを細分化し、各エリアのコンセプトを設定するとともに、将来都市像に即した沼津駅周辺エリアの交通結節点機能のあり方、鉄道施設跡地や高架下に新たに導入する都市機能や空間デザイン、歩行者動線等を検討する。

なお、検討に当たっては、「鉄道施設利用検討懇話会提言書」等を考慮したものとする。

##### ③将来交通ネットワークの検討

将来都市像等から各道路の役割や位置付けを整理するとともに、トランジットモール化や立体都市計画制度も念頭に入れた将来交通ネットワークを検討する。

#### (2) 現状分析

##### <趣旨>

(1)で示した将来都市像や沼津駅周辺エリアへの導入機能、将来交通ネットワーク等の実現可能性の検証資料とするため、中心市街地エリア及び沼津駅周辺エリアの課題の共有化を図るとともに、それに必要十分な情報を収集し、現況分析を行う。

このような観点から現状分析にあたって、現在の中心市街地エリア及び沼津駅周辺エリアを取り巻く環境を多面的に整理・分析するものとする。

なお、とりまとめにあたっては、本市の都市構造を考慮し、中心市街地エリアと沼津駅周辺エリアに区分して精査し、分かりやすく整理するものとする。

##### ①上位・関連計画の整理等

第2次沼津市都市計画マスタープラン等の上位計画、関連計画等を整理し、本市の将来都市像、また都市交通に関わる将来動向や基本方針、施策目標等を取りまとめるとともに、現状分析の前提となる視点・テーマを設定する。

##### ②交通特性分析等

現況の交通実態について、既存調査・計画及び各種統計資料等を整理し、現状を把握する。

###### ア) 自動車交通実態把握

道路交通センサス、及び第6条に示す既存資料により、自動車交通実態、動線等を把握

する。

イ) 歩行者交通実態把握

別紙2に示す箇所において方向別の歩行者通行量調査を実施し、その結果及び第6条に示す既存資料により、歩行者交通実態、動線等を把握する。

なお、歩行者交通量調査は、平日及び日曜日の9:00~19:00とし、1時間毎に集計するものとする。

ウ) 道路ネットワークの現状把握

別紙3に示す沼津駅周辺エリア、中心市街地エリア、及び中心市街地エリアと周辺の地域・観光資源とを結ぶ道路のネットワーク状況や道路空間の整備状況等について、交通手段別(自動車、歩行者、自転車、公共交通)に整理し、現状を把握する。

現状把握にあたっては、第6条に示す既存資料を使用するものとするが、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

エ) 沼津駅前広場(北口・南口)の現状把握

沼津駅前広場(北口・南口)の機能分担、交通結節点機能、駅利用者等の中心市街地等への動線、多目的広場等の広場機能について整理し、現状を把握する。また、沼津駅南口と中心市街地を結ぶ地下公共空間の現状を把握する。

現状把握にあたっては、第6条に示す既存資料を使用するものとするが、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

オ) 沼津駅周辺の建築物の現状把握

鉄道高架事業と一体となった整備を促進するため、鉄道高架事業後歩行者・自転車の南北交通の円滑化を図ることを目的に、沼津駅周辺における現在の建築物の状況等について整理し、現状を把握する。

現状把握にあたっては、第6条に示す既存資料を使用するものとするが、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

(3) 課題整理

現況分析の結果等に基づき、都市交通を取り巻く環境から見た課題、都市機能の配置等の土地利用から見た課題等を抽出し、中心市街地・沼津駅周辺エリアの課題を体系的に整理する。

(4) 基本方針の検討

①基本方針の検討

現況分析と課題整理、及び中心市街地・沼津駅周辺エリアの将来都市像や将来交通ネットワーク等を踏まえ、本市に相応しくかつ持続可能な交通体系のあり方を検討するとともに、これを実現するための基本的な方針を検討する。

②戦略目標及び都市交通施策の検討

中心市街地・沼津駅周辺エリアの将来都市像、将来交通ネットワーク、基本方針、上位計画・関連計画等によるまちづくりを踏まえ、基本方針の趣旨に沿った戦略目標と今後、重点的に取り組むべき都市交通施策を整理し、その必要性等を検討する。

(5) 交通戦略の策定

上記調査・検討結果等を踏まえ、中心市街地・沼津駅周辺エリアにおいて総合的な交通のあり方や必要な施策、及び中心市街地と周辺の地域・観光資源との連携や回遊に資する施策等を整理し、これに関して目標を定めた交通戦略を策定する。

なお、沼津駅周辺エリアにおいては、鉄道施設跡地や高架下への導入機能及び歩行者動線計画を踏まえた交通戦略を策定する。

#### ①評価指標の検討

都市交通施策を踏まえ、達成すべき目標とその達成度を評価する指標を検討する。

#### ②都市交通施策の体系化及びパッケージ化

前項の戦略目標及び評価指標を踏まえ、これを達成するために必要となる都市交通施策を体系化するとともに、ハード及びソフト施策を総合的に組み合わせて、効果的かつ効率的な事業展開が可能となるようにパッケージ化する。

なお、中心市街地と周辺の地域・観光資源との連携や回遊に資する施策については、整備の検討資料に作成するためのイメージ図を作成する。

#### ③事業プログラムの策定

前項のパッケージ化された施策を実現するため、優先順位を勘案した上、事業プログラムを立案するとともに、事業の実施時期等を整理する。

なお、沼津駅周辺総合整備事業の長期性を考慮し、段階的な整備を考慮した事業プログラムとする。

#### ④事業推進体制の検討

着実なプロジェクトの遂行とより高い効果の発現を検討する。

#### ⑤戦略の評価・改善の仕組み

「戦略を策定した後（Plan）、施策実施・管理運営（Do）、評価（Check）、施策体系の柔軟な見直し（Action）」という一連の流れを実行するための、継続的で透明性の高い仕組みを検討する。

### (6) 駐車場の配置適正化に向けた調査

#### ①駐車場現状調査

別紙4に示された各駐車場137箇所について、利用状況調査を実施する。

なお、平面駐車場における調査は平日、休日各1日、3回/日（朝・昼・夕）とし、目視調査とする。また、立体駐車場においては管理者ヒアリングによる調査とする。

#### ②駐車場の需給量の把握

前項駐車場状況調査結果等から駐車需要量（専用駐車場、月極駐車場、時間貸駐車場）を地区毎に算出し、既存資料から駐車供給量（専用駐車場、月極駐車場、時間貸駐車場）を地区毎に算出することで、駐車場需給量を把握する。

また、駐車場需給量は既存資料を用いて現在及び将来（20年先）の駐車場需給量の算出を行うものとする。

#### ③駐車場出入口の状況把握

別紙4に示された各駐車場137箇所について、既存資料を用いて車の動線把握を行うとともに、自動車と歩行者の錯綜が生じているか把握する。

#### ④課題整理・駐車場配置適正化に向けた方策

現状調査や需給量を踏まえ、課題を整理し、駐車場配置適正化に向けた方策について検討する。

### (7) 会議等の運営支援

市民、事業者、有識者、行政等による「まちづくり戦略会議」等の運営支援として、会議資料の作成、会議の出席、会議議事録作成、意見対応、提案等を行う。

なお、会議等は3回を想定する。

(8) 打合せ協議

本業務を円滑に遂行するため、節目の段階において打合せ協議を実施するものとする。(打合せ協議は、初回、中間1回、最終の計3回を想定する。)

(9) 報告書作成

上記の検討結果を報告書として取りまとめを行う。

**(成果品)**

第10条 本業務に伴う成果品は、次のとおりとする。

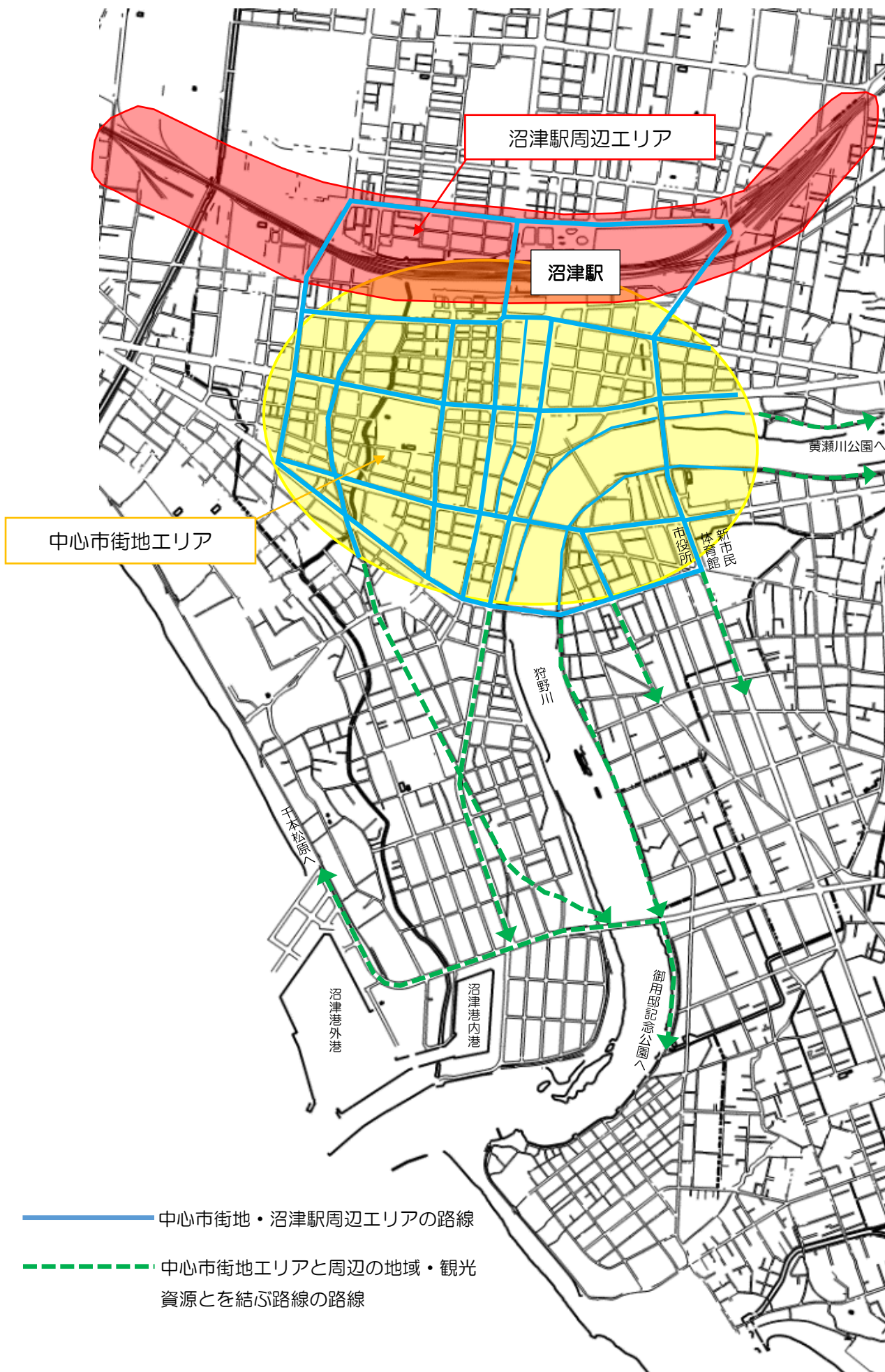
(1) 報告書 A4版 3部(「本編」「概要編」「参考資料・データ集」としてとりまとめる)

(2) 電子データ 1式(CD-R又は同等以上の電子媒体)

電子データは「静岡県電子納品運用ガイドライン」に示されたファイルフォーマットに基づき作成する。

# 対象区域図

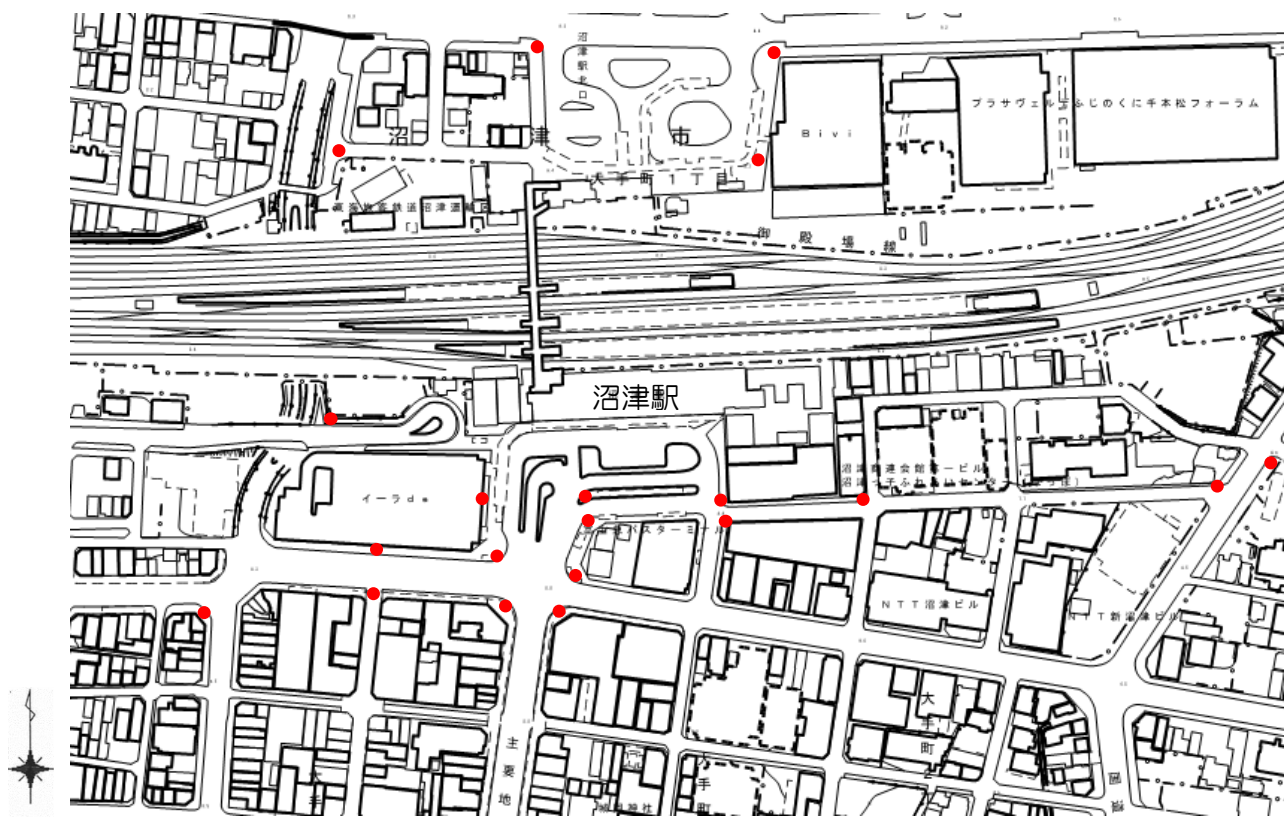
別紙 1



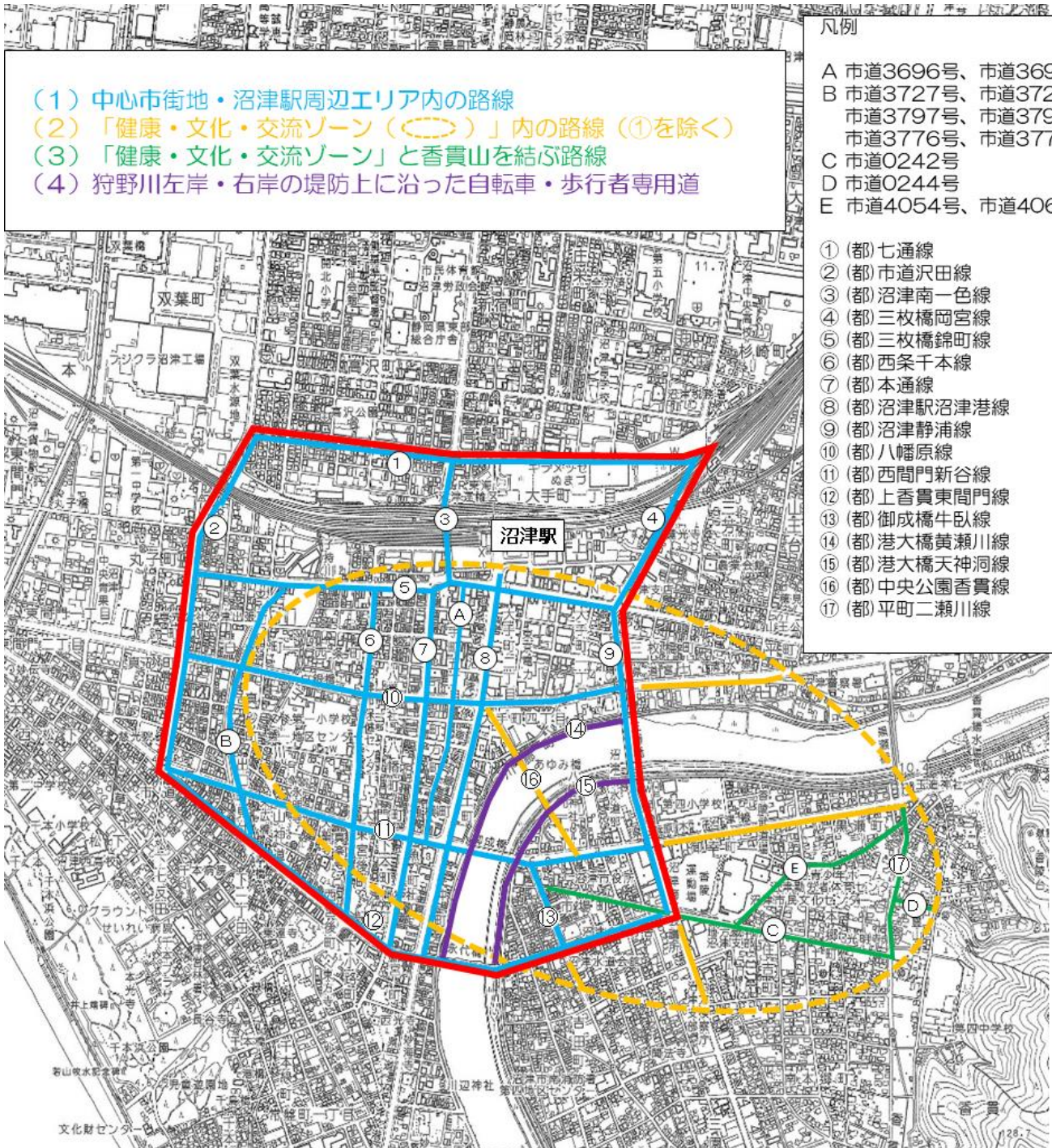


## 歩行者動線把握調査位置図

対象箇所は下図に示す 20 箇所とする。ただし、提案による調査位置・調査箇所数の変更を認める。



# 道路ネットワークの現状把握エリア





# 駐車場配置図

調査を実施する箇所は下図に示す赤枠エリア内の駐車場とする。

